## 隠岐の島町公告

隠岐の島町最終処分場整備事業に係る基本計画・基本設計等業務の公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和6年11月25日

隠岐の島町長 池田高世偉

### 1. 業務の概要

(1)業務名:隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務

(2)業務内容:別紙「隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務 仕様 書」のとおり

(3)履行期間:最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務【令和7年度契約】

契約締結日~令和9年3月10日(予定)

最終処分場施設整備実施設計業務【令和8年度契約】

契約締結日~令和10年3月10日(予定)

#### プロポーザルの概要

別紙「隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務プロポーザル実施要領」 のとおり

#### 3. 参加資格

参加者の資格要件は、次に揚げる事項を全て満たす者とする。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- 2) 隠岐の島町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成20年隠岐の島町告示第8号)第5条に規定する有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録された者であること。
- 3)公告又は指名の日から契約締結の日までの間に、隠岐の島町建設工事等入札参加資格者に対する指 名停止等に係る措置要綱(平成16年隠岐の島町告示第51号。以下「指名停止要綱」という。)に基 づく指名停止を受けていないこと。
- 4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- 5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6) その他町長が必要と認める要件。
- 7) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法 律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若

しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しく は関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代 理人として使用している者でないこと。

- 9) 「建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)」の「廃棄物部門」に登録があること。
- 10) 島根県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。
- 11) 管理技術者は、過去15年以内の国又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む。)の発注した、管理技術者として以下の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
  - · 最終処分場施設整備基本計画業務
  - · 最終処分場施設整備基本設計業務
  - 最終処分場施設整備実施設計業務
- 12) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- 13) 管理技術者と照査技術者は兼ねることができないこととする。
- 4. 審 查

審査委員会にて、一次審査で提出された参加表明書等を審査し技術提案書提出要請者を選考します。その後、二次審査でプローポーザル・ヒアリングによる技術提案書等の審査を行います。

5. 担当課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78-2

隠岐の島町役場 環境課 生活環境係

電 話: 08512-2-8565

e-mail : kankyou@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、隠岐の島町ホームページからダウンロードできます。(URL: http://www.town.okinoshima.shimane.jp)

- 7. 参加表明書等の提出
  - (1) 提出期限 令和6年12月17日(火)午後5時必着
  - (2)提出先 担当課
  - (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
  - (4) 提出書類 隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務プロポーザル実 施要領による
- 8. 技術提案書の提出
  - (1)受付期間 令和6年12月25日(水)から令和7年1月31日(金)午後5時
  - (2) 提出先 担当課
  - (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
  - (4) 提出書類 隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務プロポーザル実 施要領による
- 9. 選定結果の通知及び公表

最優秀者及び次点者を、参加者全員に文書で通知するとともに、隠岐の島町ホームページで公

表します。

# 10. 契約方法

最優秀者に対し、隠岐の島町最終処分場整備に係る基本計画・基本設計等業務委託の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結します。